

2003年5月8日
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

身上調査、照会業務に関して個人の犯罪歴を取り扱うことについて（答申）

2003年（平成15年）4月30日付けで諮問（第116号）された、身上調査、照会業務に関して個人の犯罪歴を取り扱うことについて次のとおり、答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第6条第2項の規定による社会的差別の原因となる個人の犯罪歴を取り扱う必要性を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、身上調査、照会業務に関して、個人の犯罪歴を取り扱う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 市町村では、行政庁その他一定の機関からの身上調査、照会業務を行うため、地方検察庁からの既決犯罪通知書により、罰金以上の刑に処する有罪の確定裁判を受けた者の犯罪歴事項を搭載した犯罪歴情報を管理している。

イ 当該業務の沿革は、明治14年12月19日の司法卿達に遡り、同通達により、戸長役場では、裁判所から送付された既決犯罪表の写しを編てつし、犯罪人名簿として保存していた。その後、大正6年4月12日の内務省訓令第1号により、有罪の判決を受けた者の戸籍を管掌する市町村長は、犯罪人名簿を整備することが義務づけられた。

ウ そして地方自治法（昭和22年法律第67号）において、「普通地方公共団体は、その公共事務並びに従来法令により及び将来法律または政令により普通地方公共団体に属する事務を処理する」と規定され、犯罪人名簿の調製

に関する事務は、従来、法令により地方公共団体が処理する事務であるとして、地方自治法上の位置づけがなされていた。

エ その後、昭和27年に地方自治法の一部改正が行われ、「従来法令により及び将来法律または政令」と規定されていたものが、「法律またはこれに基づく政令」と改められた。このため、その後は、犯罪人名簿の調製に関する事務の法律上の位置づけが必ずしも明らかではなかった。沿革的に見れば、内務省訓令等により市町村長に義務づけられていたものだが、犯罪人名簿の調製及びこれに基づく証明事務を直接義務づけた法律、政令がないため、当該事務は機関委任事務ではなく、固有事務と考えざるをえなかった。

オ 平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により地方自治法の一部改正が行われ、地方公共団体が処理する事務は、自治事務又は法定受託事務に区分されることとなった。

自治事務とは、地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のものであり、法定受託事務とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律又はこれに基づく政令に特に定めるものとされている。犯罪人名簿の調製及びこれに基づく証明事務を義務づけた法律、政令がないため、当該事務の区分は、自治事務になる。

カ 藤沢市個人情報保護条例第6条第2項は、法律に根拠がない場合は、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問しなければならないこととなっており、犯罪歴を扱う身上調査、照会業務の根拠を整理するにあたって、今回諮問するものである。

(2) 犯罪歴情報を取り扱う必要性について

公職選挙法第11条第3項には、「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十条の六の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第一項又は第二百五十二条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。」と規定されていること、また、この他にも犯罪歴の有無が法律上資格条件と定められているものが多数あることから、その資格調査のために、全国の市町村で一律実施されている事務を藤沢市としても取り扱う必要性がある。

(3) 取り扱う個人情報の項目

氏名、生年月日、本籍、本籍町字名番地、略式命令の日、確定の日、裁判所刑名、金額、罪名、罪名コード、刑終了の日

3 審議会の判断理由

犯罪歴情報を取り扱う必要性については、法律上犯罪歴の有無を資格条件の一つとして定めているものが多数あること、全国一律に実施されている事務を藤沢市としても取り扱う必要性が認められることから、犯罪歴を取り扱う必要性は認められる。

以 上